

西区保健福祉センターにおける乳幼児の発達障害の早期発見のための
健康診査及び相談等の業務会計年度任用職員要綱

制定 令和元年 12 月 9 日

1 目的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される保健福祉センターにおける乳幼児の発達障がい早期発見のための健康診査及び相談等の業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- ① 筆記（論文）試験
- ② 面接

3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

4 業務内容

次の日常業務に従事する。

- (1) 1歳6か月児、3歳児健康診査事業における心理相談業務
- (2) 発達相談事業(フォロー健診)における心理相談業務
- (3) 4・5歳児発達障がい相談事業における心理相談業務
- (4) 育児教室(3か月児健診後のフォロー教室)事業における心理相談業務
- (5) 乳幼児健診後の乳幼児と養育者への継続的支援業務
- (6) 発達障がいの早期発見、早期支援のための相談業務
- (7) 地域に出向く心理相談、発達障がいの理解を深める啓発業務
- (8) 庁内関係部署との連携(子育て支援室など)
- (9) 関係機関との連携(医療機関、療育機関、保育機関など)
- (10) その他本業務に付随する業務

5 資格について

次の(1)から(3)のいずれかに該当すること。

- (1) 臨床心理士認定資格を有する者
- (2) 公的機関・医療機関・社会福祉施設・教育施設での心理相談業務を2年

以上勤務した経験のある者

(3) 前各号に準ずる者であって、上記3の業務を遂行するために必要な知識及び能力を有する者

6 勤務時間等について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記のとおりとする。

「勤務日数」

1日7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日

「勤務時間」

午前9時00分～午後5時15分

「休憩時間」

45分

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。